⑯　主要な経営指標等の推移

投資法人の直近５計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（６月を１計算期間とする投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。）にあっては、10計算期間）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ⓐ　営業収益
ⓑ　経常利益金額又は経常損失金額
ⓒ　当期純利益金額又は当期純損失金額
ⓓ　出資総額
ⓔ　発行済投資口の総口数
ⓕ　純資産額
ⓖ　総資産額
ⓗ　１口当たり純資産額
ⓘ　１口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
ⓙ　分配総額
ⓚ　１口当たり分配金額（利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。）
⑴　自己資本比率（純資産額から会社法第２条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
⑿　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から会社法第２条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。⑽において同じ。）

⑰　投資法人の目的及び基本的性格

ａ　規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
ｂ　投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑱　投資法人の仕組み

ａ　投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
ｂ　投資法人及び投資法人の関係法人（資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第22項に規定する資産保管会社をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（第12条第３項に規定する特定関係法人をいう。以下ｂ及び（21－２）において同じ。）等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の３第３項各号のいずれかに掲げる取引であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の８各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

⑲　投資法人の機構

ａ　投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｂ　投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

⑳　投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第１項第４号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第94条において準用する会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない投資口（以下⑳において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下⑳において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

㉑　主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下㉑及び㊼において「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

（21－２）　資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

ａ　投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下ａにおいて同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」（47－２）に準じて記載すること。
ｂ　投資法人、資産運用会社又は特定関係法人が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

㉒　投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉓　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。
ｃ　投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下ｃ、㉟ｃ及び㊱ｄにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下ｃ、㉟ｃ及び㊱ｄにおいて「株式等」という。）の総数の50％を超えて株式等を有する場合には、海外不動産保有法人ごとに、海外不動産保有法人に対する出資額、海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、当該投資法人の資産に属する海外不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

㉔　分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。